

平成19年8月3日

行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の実施状況調査の結果（平成18年度）

総務省は、平成18年度の各府省における「行政機関による法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）の実施状況について調査を行い、その結果を取りまとめました。

今回の調査は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）等に基づくもので、6回目の結果公表となります。

調査結果の概要

各府省等が法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答を行い、平成18年度中にその結果の公表を行った案件は、11件（17年度調査結果比3件増）

府省別内訳は、以下のとおり

府 省 等 名	照会・回答件数	関係法令名（ ）内は件数
公正取引委員会	1	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（1）
金 融 庁	4	保険業法（2）、貸金業の規制等に関する法律（1）、信託業法（1）
総 務 省	1	電気通信事業法（1）
法 務 省	1	出入国管理及び難民認定法（1）
経 済 産 業 省	4	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（1）、電気用品安全法（1）、高圧ガス保安法（1）、電気設備に関する技術基準を定める省令（1）

（参考）法令適用事前確認手続（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）とは？

民間企業等が、将来行おうとする事業活動についての具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかを、その法令を所管する行政機関にあらかじめ書面で照会し、その行政機関が回答を行うとともに、当該回答等を公表する手続です。

この手続は、平成13年度から閣議決定に基づき導入されており、平成16年には対象法令の分野の拡大等、本年6月には対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しが行われました。

なお、本調査は、平成18年度の実施状況調査であり、本年6月の改正以前の状況を把握するものです。